

はじめに

平成18年12月に、約60年ぶりに教育基本法が改正されました。新しい教育基本法では、「人格の完成」「個人の尊厳」などいつの時代にも変わらない理念は、引き続き継続しつつ、今日重要と考えられる新しい視点も盛り込まれています。特に社会教育関係では、第三条に、新たに「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことができる社会の実現が図られなければならない」と生涯学習の理念が規定され、また、第十二条では、「社会教育」について「個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団によって奨励されなければならない」とされました。

さらに、第二条の教育の目標の一つに「公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと」が掲げられるなど、これからの社会教育には、社会の要請にこたえ、主体的に社会の形成に参画し、発展に寄与するための知識・技能や態度を養う学習機会の提供を推進することが強く求められています。

そうした社会教育の新たな課題解決のためには、社会教育指導者の役割に担うところが大きく、これまでの社会教育において培ってきた個人の学習成果を積極的に活用するとともに、新たに、地域課題の分析や新たな公共の課題等へ対応した学習方法の展開など、社会教育指導者の資質・能力の向上を図る必要があると考えます。

こうした中、参加体験型学習は、人々が自発的・主体的に学習活動へ参加し課題解決力を高める学習方法として高く評価され、社会教育における今日的課題を解決する学習方法として注目を集めています。しかし、一方で参加体験型学習による学習が手法の理解に偏っていたりするなどの課題も聞かれます。

そこで、国立教育政策研究所社会教育実践研究センターでは、参加体験型学習に係る実態調査を行うとともに、学習者の自発的・主体的な学習参加を促す参加体験型学習プログラムや参加体験型学習の指導者に求められる資質・能力の在り方について、平成18年度から2カ年にわたって調査研究を行い、今後の社会教育のより一層の充実に資することと致しました。

今年度は、2回の「参加体験型学習に関する研究セミナー」において、参加体験型学習の手法を効果的に活用した学習プログラムを実証的に検証し、その結果を本報告書にまとめました。今後は、この報告書をもとに、実態調査等の結果も踏まえ、参加体験型学習の指導者の資質向上に資する資料の作成を行うこととしております。

最後になりましたが、本年度の調査研究の実施に当たり、熱心にご指導いただきました委員長の常葉学園大学副学長・教授の角替弘志氏をはじめ、委員の皆様へ深く感謝申し上げますとともに、調査にご協力いただきました都道府県及び市区町村教育委員会、社会教育施設関係者の皆様方に厚くお礼申し上げます。

平成19年 4月

国立教育政策研究所

社会教育実践研究センター長 馬場祐次朗